

2022 年 9 月 12 日

東 北 経 済 産 業 局

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見を募集します

東北経済産業局は、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号。以下「改正法」という。)附則第28条第2項の規定に基づく指定旧供給地点の指定の解除に対する意見を2022年9月12日(月曜日)から2022年10月11日(火曜日)まで募集します。

1. 意見募集の趣旨・目的・背景

東北経済産業局は、2017年4月から始まったガス小売全面自由化に際し、改正法附則第28条第5項の規定に基づき、同条第1項に規定する旧簡易ガスみなしガス小売事業者に係る供給地点であって、ガス小売事業者間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められる供給地点を指定しています。(以下「指定旧供給地点」という。2022年9月現在の指定旧供給地点一覧は(別添1)。)

このたび、改正法附則第28条第1項に基づく供給義務を負う旧簡易ガスみなしガス小売事業者から、ガス関係報告規則(平成29年経済産業省令第16号)附則第4条の規定に基づく報告があり、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(注1及び2)により指定の解除の要否に係る審査を行ったところ、(別添2)の指定旧供給地点について、改正法附則第28条第1項に規定する指定の事由がなくなると認められる(適正な競争関係が認められる)ことから、同条第2項に基づき、指定を解除するものです。

当該指定の解除を行うに当たり、適正な競争関係が確保されているか否かの判断について、広く皆様の御理解を得るため、当該指定の解除について意見の募集を行います。

注1「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(資源エネルギー庁ホームページ)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/guideline/pdf/170331shobunshinsakijun.pdf

リンク先のうち、審査の該当部分は、「第3 その他(2)」。

注 2「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第 22 条第 1 項及び第 28 条第 1 項の経済産業大臣の指定に係る処分基準等」(資源エネルギー庁ホームページ)

https://www.enecho.meti.go.jp/category/electricity_and_gas/gas/summary/guideline/pdf/170331shobunshinsakijun3.pdf

リンク先のうち、審査の該当部分は、「第 4」。

2. 意見募集の対象

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除一覧(別添 2)

3. 意見募集期間

2022 年 9 月 12 日(月曜日)～2022 年 10 月 11 日(火曜日)

4. 意見提出方法・提出先

意見提出用紙(別紙)に氏名、連絡先及び本件への御意見を日本語で御記入いただき、下記(1)から(3)までのいずれかの方法で送付してください。

(1) 電子政府の総合窓口「e-Gov」意見提出フォーム

電子政府の総合窓口「e-Gov」(<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の意見提出フォームから御提出ください。

(2) 郵送(下記の住所宛てにお送りください。)

〒980-8403 宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課

パブリックコメント担当 宛

(3) 電子メール(下記のメールアドレス宛てにお送りください。)

メールアドレス：thk-gasjigyo@meti.go.jp

件名：「指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に関する意見の募集について」

※なお、電話での意見提出はお受けいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。

5. その他

皆様からいただいた御意見につきましては、適宜整理の上、まとめて回答させていただくことがあります。また、御提出いただきました御意見につきましては、氏名、連絡先(住所、電話番号及びメールアドレス)を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめお含みおきください。ただし、御意見中に個人に関する情報であって特定の個人を識別する記述がある場合及び個人・法人等の財産等を侵害するおそれがあると判断される場

合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

御意見に附記された氏名、連絡先の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本件に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

6. 電子政府の総合窓口「e-Gov」について

本意見公募に関する内容は、電子政府の総合窓口「e-Gov」に掲載しています。

・旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除(東北経済産業局所管分)に対する意見の募集について(e-Gov ホームページ)

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=595222058&Mode=0>

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局 電力・ガス事業課長 今野昭男

担当者:川名、吉田

電話:022-221-4941(直通)

FAX:022-213-0757

(別添1)

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点一覧

指定事業者数:15事業者

指定旧供給地点群数:27地点群

2022年9月現在

事業者名	法人番号	指定旧供給地点群名 (地点数)	所在地
岩手中央農業協同組合	8400005002373	手代森ニュータウン (553地点)	岩手県盛岡市手代森
		第3都南ニュータウン (177地点)	岩手県盛岡市西見前
		見前ニュータウン (153地点)	岩手県盛岡市三本柳
		湯沢団地 (1,125地点)	岩手県盛岡市湯沢西
盛岡ガス株式会社	9400001001576	桜台ニュータウン (1,076地点)	岩手県盛岡市桜台
		盛岡競馬場 (214地点)	岩手県盛岡市新庄
盛岡ガス燃料株式会社	6400001001579	けや木の平団地 (270地点)	岩手県滝沢市湯舟沢
株式会社ミツウロコヴェッセル東北	6390001004641	リ・バースタウン榎平 (184地点)	宮城県仙台市太白区茂庭
ツネマツガス株式会社	2370001005579	港南グリーンパーク (471地点)	宮城県仙台市宮城野区蒲生
株式会社エネサンス東北	1370201002757	信三東陽苑 (207地点)	宮城県仙台市太白区袋原
		高館団地 (148地点)	宮城県名取市高館吉田
全農東北エネルギー株式会社	1400001014214	柳の目北地区災害公営住宅 (86地点)	宮城県東松島市赤井
宮城ガス株式会社	8370001017627	千賀の台ハイタウン (641地点)	宮城県塩竈市千賀の台
トーホクガス株式会社	4370001011369	多賀城東ネオポリス (130地点)	宮城県多賀城市大代
カメイ株式会社	5370001003340	あけの平住宅団地 (1,530地点)	宮城県富谷市あけの平
		御代団地 (75地点)	福島県いわき市鹿島町御代堂の前
遠藤商事株式会社	2390001000223	沼木パークタウン (424地点)	山形県山形市沼木
		双月団地 (153地点)	山形県山形市双月町
		南山形住宅団地 (204地点)	山形県山形市蔵王成沢
		ガーデンタウン赤坂 (149地点)	山形県山形市中野目
		西原ニュータウン (78地点)	山形県天童市乱川

事業者名	法人番号	指定旧供給地点群名 (地点数)	所在地
山形酸素株式会社	5390001002027	山形市公設地方卸売市場 (70地点)	山形県山形市漆山
福島ガス株式会社	6380001001400	卸町団地 (95地点)	福島県福島市北矢野目
ミライフ東日本株式会社	6370001012745	ニュータウン南小泉 (195地点)	福島県郡山市富久山町南小泉
		釜沼団地 (221地点)	福島県郡山市富久山町福原
東部液化石油株式会社	1010001051800	南東北卸センター (109地点)	福島県郡山市喜久田町卸
		緑ヶ丘ニュータウン (143地点)	福島県福島市上鳥渡字山王

【旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の解除一覧】(東北経済産業局所管分)＜令和4年8月報告分＞

(別添2)

通し番号	事業者名 (法人番号)	指定供給地点群名 (団地名)	都道府県名	市区町村名	解除基準① (旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア≤50%)に該当するか		解除基準② (旧簡易ガス供給採用件数/0.5×1/2≤他燃料採用件数/旧簡易ガスみなしガス小売事業者のシェア)に該当するか					解除基準③ (直近3年間の小売料金の平均単価が連続して下落していること)及び(自由料金メニューによる契約件数≥指定旧供給地点小売供給約款による契約件数)に該当するか	備考	
							旧簡易ガス供給採用件数	他燃料採用件数	判定結果					
1	遠藤商事株式会社 (2390001000223)	西原ニュータウン	山形県	天童市	○	39.7%	×	0	0	0.0000	≤	0.0000	×	解除基準①を満たしている。
2	遠藤商事株式会社 (2390001000223)	沼木パークタウン	山形県	山形市	○	42.1%	×	0	0	0.0000	≤	0.0000	×	解除基準①を満たしている。
3	遠藤商事株式会社 (2390001000223)	双月団地	山形県	山形市	○	27.3%	×	0	0	0.0000	≤	0.0000	×	解除基準①を満たしている。
4	遠藤商事株式会社 (2390001000223)	南山形住宅団地	山形県	山形市	○	44.5%	×	0	0	0.0000	≤	0.0000	×	解除基準①を満たしている。
5	遠藤商事株式会社 (2390001000223)	ガーデンタウン赤坂	山形県	山形市	○	47.8%	×	0	0	0.0000	≤	0.0000	×	解除基準①を満たしている。

(別紙)【意見提出用紙】

東北経済産業局 資源エネルギー環境部 電力・ガス事業課
パブリックコメント担当 宛

旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点の指定の
解除（東北経済産業局所管分）に関する意見の募集について

[対象事業者]	[対象事業者 :]
[対象指定旧供給地点]	[対象指定旧供給地点 :]
[氏 名]	(企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名)
[住 所]	
[電話番号]	
[メールアドレス]	
[御意見]	